

しょうがいしゃ かんしん みな
障害者グループホームに関心のある皆さまへ

ぼうちようさん かだいかんげい
傍聴参加大歓迎！

たちのきさいばん こうそしん ぼうちよう ほうこくしゅうかい ごあんない
グループホーム立退き裁判 控訴審 傍聴 報告集会のご案内

ひづけ ねん がつ にち か ごご じ しゅうりょうじこく ごご じ ぶん
日付 2022年7月5日(火) 午後2時から (終了時刻 午後2時30分ごろ)

ばしょ おおさかしきたくにしてんま おおさかこうとうさいばんしよほんかん かい ごうほうてい
場所 大阪市北区西天満2-1-10 大阪高等裁判所本館 2階202号法廷

ほうこくしゅうかい ごご じ ぶん べんごしかいかん
【報告集会】午後2時45分ごろから弁護士会館1110号

かいじょう にん ぜんこく
リアル会場50人 & zoom で全国とつなぎます

ほうこくしゅうかい さいばんご かいしじこく すこしおそく
報告集会は裁判後のため、開始時刻が少し遅くなるかもしれません

報告集会 Zoom の URL

<https://us02web.zoom.us/j/84774697964?pwd=YnhLRGp5TWFRcGI1UkNYWVlkSUhyQT09>

ちてきしょうがい ひと おおさかしな い ねんいじょう くらして
知的障害のある人たちが、大阪市内にあるマンションのグループホームで15年以上にわたり暮らしてきましたが、マンションの管理組合から、「グループホームは『住居として』の利用を条件とした管理規約に違反している」「グループホーム運営をするなら出て行け」と、裁判を起こされました。

かつ にち おおさかち ほうさいばんしよ うんえいほうじん へ や しようきんし
2022年1月20日、大阪地方裁判所は、グループホーム運営法人に、マンションの部屋の使用禁止を命じ、事実上の立退きを求める判決を下しました。グループホーム側は、この判決を不服として、大阪高裁に控訴しました。5月11日の初回期日に続く2回目の裁判が開かれます。裁判所には、グループホームがあっても、マンションの「共同の利益」が害されることがないことを、十分に理解してもらいたいと思います。

まんしんにおけるグループホームの存続が問われる、重要な裁判です。ぜひ、ご注目ください。

(さいばんしゅうりょうご ほうこくしゅうかい)
【裁判終了後の報告集会】

おおさかべんごしかいかん11かい1110ごうしつ
大阪弁護士会館11階1110号室

ごご 2 じ ぶん 3 じ ぶん
7/5 午後2時45分ごろ～3時45分ごろ

よてい
(予定)

- かんりくみあい しゅちよう さいばんかん けんかい
・管理組合の主張／裁判官の見解
- こうそしん べんごだん しゅちよう
・控訴審での弁護団の主張
- こんご ながれ
・今後の流れ
- しつぎおうとう
・質疑応答



ご不明な点は 弁護士 東 (あずま) 奈央まで

メール nazuma@tgmlaw.net, 06-6131-0345, FAX06-6131-0346